

よくあるご質問 (Q&A)

Q1	造成宅地防災区域とは何ですか。
Ans	<p>宅地造成等規制法第二十条第一項では、「宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（これに付帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域の土地を除く）の区域であって政令で定める基準に該当するものを造成宅地防災区域と指定できる」と規定されています。</p> <p>外部リンク： https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000045528.html</p>
Q2	造成宅地防災区域に指定されているか知りたい。
Ans	名古屋市内で指定されているところはありません。
Q3	擁壁が宅地造成許可を受けているかどうか知りたい。
Ans	<p>宅地造成工事規制区域内にある擁壁であれば、当課にて宅地造成等規制法の許可を取得しているものかどうか確認が可能です。窓口のみでの対応となりますので、擁壁に関する図面や写真などをお持ちになって当課までお越しください。</p> <p>問い合わせ先：住宅都市局建築指導部開発指導課宅地規制担当 郵便番号：460-8508 住 所：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（西庁舎2階）</p>
Q4	隣地の擁壁の穴から水が流れてくる。
Ans	擁壁にある穴は、雨水等が地中に浸透し、地下水位が上昇した際に生ずる余分な圧力を分散するために設ける水抜き穴というものです。擁壁の安全上、非常に重要な役割を果たしているものです。
Q5	工事の検査済証があれば将来的にも安全ですか。
Ans	工事の検査済証は、あくまで工事の内容が宅地造成に関する工事の技術的基準等に適合していることを行政が確認したことを示すものであり、将来の安全性まで保証するものではありません。
Q6	宅地造成に関する工事の検査済証を紛失したため再発行してほしい。
Ans	検査済証の再発行はできません。
Q7	技術指針にある標準構造擁壁（名古屋市型擁壁）は、市内の宅地造成工事規制区域以外や市外等でも使用できるか。
Ans	技術指針に示している名古屋市型擁壁については、構造図に記載している設計条件に適合する場合のみ使用できることとなります。そのため、使用する際は当該地の土質条件等が設計条件に適合しているかご確認していただく必要があります。